

柏楽園ふるさと会館管理運営規約

(名称および所在地)

- 第 1 条 1. 名称 柏楽園ふるさと会館 (以下「会館」という)
2. 所在地 柏市逆井5丁目7番37号

(目的)

- 第 2 条 会館は、町会の各種会議や会員の文化、体育活動及び相互の親睦の場とし、町会活動の円滑な運営を図ることを目的とする。但し慶弔でも使用できるものとする。

(運営委員会)

- 第 3 条 1. 会館の円滑な運営を行うため、町会の下部組織として、会館運営委員会 (以下「委員会」という) をおく。
2. 委員会は、館長(1名)、副館長(1名)、会計(1名)、委員(若干名)をもって構成する。
3. 館長、副館長、及び委員は、町会長が指名し、総会または班長会で承認するものとする。
4. 委員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。
5. 委員に欠員が生じた場合は、町会長が指名し、班長会で承認することができる。
6. 町会長は随時、委員会に意見を提出することができ、委員会はこれを審議しなければならない。
7. 委員会は必要に応じ、町会内に組織される各団体、サークル等のグループから意見を聞くことができる。

(鍵の保管)

- 第 4 条 会館の鍵は、館長(1個)、町会長(1個)、予備(1個)、計3個とし、合鍵等の製作は厳禁とする。

(使用手続)

- 第 5 条 1. 会館の使用を希望する者は、「会館使用申請書」等に必要事項を記入し、館長(会計)に提出して許可を得るものとする。
2. 慶弔の申込み手続きは、当該班の班長または副班長が責任を持って申し込むものとする。但し、喪主あるいは親族でもよい。
3. 予約の受付は、原則として使用日の3ヶ月前から取り扱うこととする。
4. 前項の規定に関わらず次の会合は、1カ年を通して使用の予約ができる
(1) 定例役員会、定例班長会
(2) 町会が認めた町会内の各団体の定例会
5. 町会員の使用を原則とする。
6. 使用の許可を受けた者は、使用日の当日、館長から鍵を預かり、使用後は、直ちに鍵を返却するものとする。
7. 利用時間区分は、次の通りとする。

9時～12時 12時～15時 15時～18時 18時～21時

(使用者の義務)

- 第 6 条 1. 会館を使用する者は、以下の事項を守るものとする。
- (1) 使用時間は定められた時間内を原則とする。
 - (2) 危険物等を持ち込まないこと。
 - (3) 周辺住民に、騒音、駐車等で迷惑をかけないこと。
 - (4) 火災予防に留意し、指定の場所以外において喫煙または火気を使用しないこと。
 - (5) 使用後は什器、備品等を元に戻し清掃すること。また会館使用簿に必要事項を記入して所定の場所に戻しておく。
2. 使用者の責に帰すべき事由によって、建物または什器、備品等を破損した場合は、原則として、その者の実費弁償とする。

(使用料金)

- 第 7 条 1. 第5条4項に定められた町会行事に使用する場合は、無料とする。
2. 前項以外の団体やサークル活動については、第5条7項の利用時間区分毎に、当該規則の内規で定める基準で使用料を徴収する。
3. 会館の使用申込みの際は、必要な料金を会計に支払い、領収書を館長に提示して許可を受けるものとする。

(使用許可の条件)

- 第 8 条 次の各項に該当するときは、使用を許可しないものとする。
1. 公益を害し、秩序を乱す恐れがあるとき。
 2. 塾活動、宗教活動及び政治活動は原則として、使用を認めない。
但し、政治活動については、柏市選挙管理委員会が認めたものについては、使用を認める。
 3. 使用を許可した場合でも、慶弔の申込みがあったときは、これを最優先とする。
 4. その他、当該規則の定めに反する等、不適當な者に対しては、以後の使用を認めないことがある。

(什器、備品の貸出し)

- 第 9 条 慶弔等でテントや机等を必要とする場合は、内規の定めるところによりこれを貸し出すものとする。

(維持費の負担)

- 第 10 条 1. 会館の維持に要する諸経費は、町会補助金及び会館使用料をもって、これに当てる。
2. 会館の補修費、修理費等については、町会が負担する。

(会 計)

- 第 11 条 町会に会計報告をするものとし、町会の会計監査を受けなければならない。

(備付帳簿)

第 12 条 会館に、次の帳簿を備え付け、常に整備しておくものとする。

1. 会館使用申請書
2. 備品台帳
3. 会館使用簿

(疑義)

第 13 条 この規則に疑義が生じたときは、委員会で協議する。

(規則の改廃)

第 14 条 1. この規則の改廃は委員会の発議により、町会の総会または班長会で審議決定する。

2. 前項の審議決定事項は、町会員に対し速やかに周知徹底をする。

(内規の制定)

第 15 条 本規則に定めのない事項については、内規を制定し運営する。

付 則

1. 本規則は、平成 6 年 4 月 10 日から適用する。
2. 本規則は、平成 6 年 6 月 12 日に一部改訂し、同日から適用する。
3. 本規則は、平成 15 年 6 月 1 日に一部改訂し、同日から適用する。
4. 本規則は、平成 18 年 6 月 1 日に一部改訂し、同日から適用する。
5. 本規則は、2025 年 4 月 20 日に一部改訂し、同日から適用する。